

令和8年度

センター名

鈴鹿第4地域包括支援センター

# 事業計画書(案)

令和8年3月

1 総則

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター

令和8年度

(1) 組織・運営

この事業計画の策定体制 (組織、法人のかかわり方)	包括支援センター内で事業計画を共有し、法人管理部の承認を得る。理事会、評議委員会議を経て承認を得る。事業計画に沿った実績については都度法人に報告する。
この事業計画の進捗管理手法	毎月の包括内の定例会議で事業の進捗状況について確認を行う。半期ごとに事業計画の進捗について評価を行い、必要に応じて見直し、改善を行う。
公平性、中立性を確保するための体制	特定の事業者には偏ることのない公平・中立な支援を行うため、サービス選定基準の明確化、複数事業所提示、記録による説明責任の徹底を図る。また、ケース検討会や管理者確認を通じて個人判断に偏らない体制を整備し、職員研修により倫理意欲の向上に努める。
組織マネジメント体制	三職種の専門性を活かした役割分担とチーム体制を構築し、個人判断に偏らない支援を行う。業務の標準化、記録による可視化、定期的な振り返りを通じて職員育成と業務改善を継続的に行う。
個人情報保護体制	個人情報保護法及び法人の運営規程、個人情報規定並びに個人情報基本方針を遵守する。当センターの業務上知り得た個人情報の取り扱いについては、鍵付き書庫・パソコンの管理を徹底し、加えて個人情報についての教育も継続的に行う。また個人情報の持ち出しに関しては管理簿を作成し確認を行う。
苦情処理体制	迅速に法人及び鈴鹿亀山地区広域連合、基幹型地域包括支援センターに報告するとともに、改善を図り再発防止に努める。

(2) 人員

職員の配置状況	センター長(主任介護支援専門員)[ 1 ]人、保健師[ 1 ]人、社会福祉士[ 1 ]人、介護支援専門員[ 3 ]人、その他(事務員)[0.3]人
職員の研修等実施計画	職員の専門性と地域支援体制の強化を目的に、年間を通じて研修を計画的に実施する。制度改正や虐待防止、認知症支援、多職種連携など必須分野に加え、ケース検討や地域連携研修を組み合わせ、相談支援の質向上と地域ケアの推進を図る。
専門職間の連携体制	日常的な情報共有とケース検討を通じて連携を図る。個別支援においては三職種が協働し課題の早期把握と役割分担を明確にした支援を実施する。民生・児童委員協議会・地域づくり協議会・生活支援コーディネーターとの連携、圏域内居宅介護支援事業所等との意見交換や地域ケア会議の開催で地域の課題を共有する。

(3) 圏域の状況把握

担当圏域の状況把握方法	個別訪問や民生委員、地域づくり協議会、居宅介護支援事業所、その他の関係機関と協働し、情報収集、情報共有を行う。必要に応じて個別ケア会議を開催し、地域ケア会議につなげ地域の課題を共有する。
担当圏域の地域概況	令和7年9月30日現在 高齢者人口 65歳以上人口[ 5,217 ]人、75歳以上人口[ 3,131 ]人 高齢化率 30.3% 75歳以上比率 18.2%
地域資源の状況	東部地区民生委員児童委員協議会、若松地域づくり協議会、和の街箕田地域づくり協議会、長太地区まちづくり協議会がある。生活支援サービスは、なご微助っ人、和の街お助け鯛。 地区内の店舗はマックスバリュ2(長太、若松)、ウエルシア薬局1(箕田)、ダイソー1(長太)、セリア1(マックスバリュ若松店と併設)である。 金融機関は郵便局とJAが各地域にあり、三十三銀行が長太に1店舗ある。 公共交通機関は近鉄のみで路線バスはない。駅から遠い地域は自家用車がないと通院や買い物に不便である。 医療機関は内科5(長太3、箕田1、若松1)、歯科4(長太3、若松1)である。 福祉施設は特別養護老人ホーム1(若松)、サービス付き高齢者住宅3(箕田1、若松2)、グループホーム3(長太1、箕田2)、有料老人ホーム(若松1)デイサービス8(長太2、箕田1、若松5)である。
今年度の事業実施にあたっての重点事項	地域包括ケアシステムの深化、権利擁護体制の強化、介護予防の推進等、圏域の実情に応じた包括的支援体制の確立を図る。沿岸部特有の災害リスクに対応するため、高齢者等の避難支援体制強化、個別避難計画の推進、地域資源を活かした防災ネットワーク構築、平時からの見守りと情報伝達支援を重点的に進め、地域の安全確保に取り組む。

2-(1) 包括的支援事業  
ア 総合相談支援業務

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター

令和8年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供

この業務の実施方針	高齢者や家族の多様な相談を迅速・的確に受け止め、課題を整理し必要な支援へつなぐ総合相談体制を確立する。関係機関との連携を強化し、地域全体で継続的に支え合える仕組みを推進する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域におけるネットワークの構築	5(1)ア(ア)	1 介護サービス事業者とのネットワーク	個別ケア会議への出席依頼(開催時) 地域密着型運営推進会議への出席 担当者会議を含む個別事例の連携(随時) 各サービス協議会との連携(随時)
		2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携	在宅医療登録医会への出席(年12回) 地域包括在宅医療ケアシステム委員会が主催する研修会への出席(随時) 鈴鹿市在宅医療・介護連携支援センターとの連携(随時)
		3 地域自治組織とのネットワーク	若松地域づくり協議会、長太地区まちづくり協議会、和の街箕田地域づくり協議会(総会年1回) 長太地区福祉部会:開催時出席 なご微助っ人(コーディネーター会議:月1回・全体会議:年4回) 和の街お助け鯛(コーディネーター会議:随時) 長太地区防災フェスティバル:年1回
		4 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会とのネットワーク	介護者の集いの開催:年4回
		5 ふれあいサロンとのネットワーク	ふれあいいきいきサロン会議への出席:年1回
		6 当事者組織とのネットワーク	介護者の集いの開催:年4回
		7 ボランティア団体とのネットワーク	地域の個人ボランティア・ボランティアグループ・チームオレンジとの連携(随時)
		8 生活支援コーディネーターとの連携	第2層生活支援コーディネーター協議体会議(年2回) 民児協定例会議等の情報共有(年6回) 地域ケア会議での意見交換(年2回) 箕田地区生活支援サービス和の街お助け鯛の協議や情報交換(随時) 長太地区生活支援サービス微助っ人会議での情報交換(随時)
		9 高齢者福祉分野以外との連携	対象者または家族の状態により障がい者総合相談機関や子ども家庭支援課、児童相談所等と情報交換を行う。必要に応じて個別ケア会議への出席を依頼(随時)
		10 その他のネットワーク	実習生の受け入れ(年1回):鈴鹿医療大学看護学科学学生 4日間 地域の公共機関(郵便局、警察、消防署、各地区市民センター等)との連携強化の為、包括たよりを配布する。ケースにより個別ケア会議への出席を依頼する。
②被保険者等の実態把握	5(1)ア(イ)	1 被保険者等への戸別訪問	地域の関係機関、民生委員から必要に応じて情報収集を行い、相談内容の把握、分析を行う。また緊急性に応じた進捗管理や他分野との連携を図る。
		2 地域住民からの情報収集	地域の関係機関、民生委員から必要に応じて情報収集を行い、相談内容の把握、分析を行う。また緊急性に応じた進捗管理や他分野との連携を図る。

③総合相談支援——利用者が相談しやすい相談体制の構築	5(1)ア(ウ)、(キ)、(ク)	1 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR	平常時は事務所が留守にならないよう朝礼で各職員のスケジュールを確認。急な来所相談にも対応できる体制をとっている。公共機関、各関係者、高齢者が集まる団体等にチラシを配布し周知を図っている。法人ホームページに掲載。年1回市全体の包括たよりに掲載。年4回わかたけ便りを発行し、圏域内回覧版で配布。
		2 夜間、土曜・休日窓口の整備・周知	営業時間外は法人施設への転送電話となっており、必要時にはセンター長に連絡が入り緊急対応を行う。法人ホームページや包括便り等で周知。
		3 緊急時の連絡体制の構築	緊急時の連絡網を作成。定期的に訓練を行なっている。
		4 幅広い年代への周知方法	地域の回覧板でのわかたけ便り配布(年4回)地域の行事等にて包括支援センターの役割を周知(随時)病院、郵便局等公共施設にチラシを配布。圏域内のカフェに包括便りを配布。インスタグラムの活用。
④総合相談支援——初期段階の相談対応と相談内容の把握・分析	5(1)ア(ウ)	1 相談受付体制	電話または来所にてセンター職員が迅速に対応する。
		2 個別ケースのアセスメント	相談内容をできるだけ詳細に聞き取り、アセスメントを実施する。
		3 個別ケースの管理・共有	センター職員で共有ツールを作り情報共有する。相談内容、支援経過等データで管理。また個人ファイルを作成し鍵付き書庫に保管。
		4 相談内容の傾向分析	広域連合からフィードバックされた実績をもとに、他包括の状況と比較して分析。包括内で共有する。
⑤総合相談支援——解決のための必要な対応	5(1)ア(ウ)	1 必要なサービスの案内体制	介護サービスやインフォーマルサービス等について包括内で日頃より情報共有し、社会資源ファイルに保管。必要時に迅速に閲覧できるように区分し、パンフレット等は配布用も含め保管。
		2 解決困難な相談事例の管理体制	アセスメントシート、支援経過等をデータ、ファイルにて保管。包括内会議等で進捗状況を確認。必要時には個別ケア会議等で意見交換を行う。
		3 解決困難な相談事例の市、基幹型包括への報告体制	電話または訪問にて口頭で報告後、書面にて報告。必要時は同行訪問するなど連携をとる。個別ケア会議を開催した場合は議事録を提出し、データで保管。
		4 障がい分野との連携体制	該当する相談ケースがあった場合、担当課や総合相談支援センターあいと情報共有し、支援の方向性を検討し連携を図る。
		5 子育て分野との連携体制	該当するケースがあった場合、鈴鹿市子ども家庭支援課や児童相談所、民生児童委員、学校等関係機関と情報共有し、必要に応じて個別ケア会議への出席を依頼。
⑥地域の社会資源の把握・開発	5(1)ア(エ)	1 介護保険外の高齢者支援サービスの把握	地域づくり協議会福祉部会や地域ケア会議、地域のサロン等を通じ把握する。また郵便物やメール等で送られる情報を精査し、必要に問い合わせ活用する
		2 介護保険外の高齢者支援サービスの開発	行政や生活支援コーディネーター、地域の関係機関と連携し、必要なサービスの抽出や課題整理等情報交換を行う。
		3 地域の社会資源に関する情報の整理	各種別ごとの社会資源ファイルを作成。新しい社会資源、サービスに関しては生活支援コーディネーター等との連携により把握。センター内で情報共有し保管する。

⑦複合的な課題を持つ世帯への支援	5(1)ア(カ)	1 相談内容の把握・分析・整理	家族全体の状況把握など包括的なアセスメントを行い、民生委員や地域の関係者からの情報収集をもとに課題分析・整理を行う。
		2 関係機関との連携	基幹型包括支援センターや行政の関係機関と情報交換や意見交換を行い連携を取る。ケースにより医療機関や社協、他の専門職と情報交換し、協力を得ながら支援を行う。個別ケース会議で支援の方向性や役割分担など検討し、多職種が共通の認識を持ち連携していく。
その他、総合相談支援にかかる取組		1 若年性認知症への支援	ワンストップ窓口として早期の把握。 若年性認知症コーディネーターとの連携。

介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (2)家族介護への支援
------------------	--

この事業の実施方針	地域包括ケアシステムの深化と推進を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備する。在宅生活を支える支援体制を強化するとともに、家族介護者への負担軽減と支援を充実させ、地域全体で支え合う体制を構築する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①家族介護への支援	5(1)ア(オ)、 (ク)	1 予防的な取組	介護者のつどい(懇談茶話会含む)(年4回実施)
		2 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR	電話や来所面談、自宅訪問等で対応。PRとして包括たよりにて情報提供。介護予防に関するワンポイントアドバイス等掲載。
		3 夜間、土曜・休日窓口の整備・周知	営業時間外は法人施設への転送電話となっており、必要時にはセンター長に連絡が入る。緊急対応が必要な場合は主にセンター長が対応する。法人ホームページや包括便り等で周知。また、面談時に口頭にて説明。
		4 緊急時の連絡体制の構築	緊急時の連絡網を作成。定期的に訓練を行なっている。緊急対応が必要な時は、包括職員間でラインワークス等を活用し情報共有する。
		5 幅広い年代への周知方法	公共機関にチラシを配布。圏域内の子ども食堂やカフェに包括便りを配布。インスタグラムの活用でPR活動を行う。
その他、家族介護にかかる取組		介護支援専門員に対する周知	圏域のケアマネ支援会議等で家族介護にかかる情報提供を行う。

2-(1) 包括的支援事業  
イ 権利擁護業務

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター

令和8年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (2)権利擁護・虐待防止

この業務の実施方針	高齢者が地域で安心して暮らせる体制を強化する。個々の状況に応じた相談支援体制を整備するとともに、権利擁護と虐待防止の取り組みを充実させ、地域全体で支え合う仕組みを構築する。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進	5(1)イ(ア)	1 成年後見制度等を利用する必要がある人の把握	地域住民に制度説明を実施する機会を持ち、気軽に相談できる窓口を設置し周知する。個別訪問を行い、包括的にアセスメントを実施。専門職が関係機関と連携を取り対応する。
		2 成年後見制度等の活用へのつなぎ	成年後見サポートセンターみらいと連携し、制度の活用につなげる。(随時)
		3 ケース検討による地域特性の分析	事例検討会や個別ケア会議等を通じ地域特性を分析する。また社旗福祉士ワーキングや権利擁護ネットワーク会議等に参加し情報収集する。
②高齢者虐待への対応	5(1)イ(イ)、(ウ)	1 虐待事例の把握	虐待の早期発見、早期介入の為、民生委員や地域住民、居宅介護支援専門員との連携を強化し情報収集にあたる。また虐待に関する通報義務の啓発、相談窓口の周知を行う。
		2 虐待事例があった場合の対応	長寿社会課、基幹型地域包括支援センターとの連携により、マニュアルに沿った対応を行う。(随時)
		3 緊急時の連携施設の確保	緊急一時保護受け入れ可能施設の把握。長寿社会課や基幹型地域包括支援センターとの連携で対応する。
③支援が困難な事例への対応	5(1)イ(イ)、(ウ)	1 支援困難事例の把握	地域関係者や介護支援専門員からの相談を通じて把握。情報を共有し解決に向け支援を行う。
		2 支援困難事例への対応	基幹型地域包括支援センターや行政関係者、多職種関係機関と連携を取り、必要に応じて個別ケア会議等を開催し対応を検討する。
④消費者被害の防止	5(1)イ(エ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携	・個別の消費者被害事例については、消費生活センターに相談し、解決に向け助言を受ける。 ・社会福祉士ワーキングでの情報共有 ・介護支援専門員向け研修会にて講師を依頼する等啓発活動を連携して実施する。
		2 民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供	民児協定例会やケアマネ支援会議等での啓発。鈴鹿警察が発信している被害事例などを圏域内居宅介護支援事業所間で情報共有する。
⑤権利擁護に関する啓発	5(1)イ(ア)～(エ)	1 権利擁護に関する講演会の開催	市民向け権利擁護講演会を他地域包括支援センターと協働で実施(年1回)
		2 権利擁護に関するその他の啓発活動	定期的にわかたけ便りを発行し地域住民に周知、啓発を行う。 サロン等での情報提供。 法・福・官連携権利擁護研修に参加(年1回)
その他、権利擁護にかかる取組		1 特殊詐欺・悪徳商法等の情報提供	圏域内居宅介護支援事業所間での情報共有。民生委員を通じて地域住民への周知(随時)

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供

この業務の実施方針	包括的・継続的なケア体制を整備し、介護支援専門員への後方支援を充実させる。支援困難事例には専門的助言を行い、関係機関と連携しながら地域全体で継続的ケアマネジメントを強化する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①包括的・継続的なケア体制の構築	5(1)ウ(ア)	1 介護支援専門員と関係機関との連携支援	三職種ワーキングの参加(各年12回) 個別事例を通じた連携(随時) ケアマネ支援会議の開催(年4回) 地域ケア会議の開催(随時)
		2 介護支援専門員と地域との連携支援	
		3 介護支援専門員相互のネットワーク活用支援	介護支援専門員協会等の研修、事例検討会に参加(随時) 圏域居宅介護支援事業所間でのLINEWORKSのグループLINE運用。
		4 地域住民への取組み	サロン等での講話・チラシ配布。 個別ケア会への地域住民の参加促進(随時)
②介護支援専門員への日常的個別指導・相談など	5(1)ウ(イ)	1 介護支援専門員に対する相談窓口の設置	個別ケースの後方支援(随時) ケアマネ支援会議にて周知(年4回)
		2 事例検討会・研修会の開催【※年間計画を別紙に記入してください】	ケアマネ支援会議(年4回)
		3 ケアプラン作成に伴う日常的個別指導・助言	介護予防サービス・支援計画書作成時に各書類を確認し必要に応じた助言。 広域連合主催のケアプラン点検に出席(年3回) ケアマネ支援会議での情報提供(年4回)
		4 制度・施策に関する情報提供	
③支援困難事例等への指導・助言	5(1)ウ(ウ)	1 同行訪問	介護支援専門員からの相談や依頼に迅速に対応。 介護支援専門員からの聞き取り後、同行訪問を実施。
		2 サービス担当者会議への出席	事前の課題整理を行い、サービス担当者会議への出席を通じて、担当者と協議しながら効果的な助言を行う。
その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組		1 ネットワークの構築	家族や支援関係者のネットワークの中で、支援が必要な方の尊厳が守られるよう、包括的な支援を計画し関係者へ提案する。 医療関係者との連携やインフォーマルサービス等の社会資源が円滑に行えるよう、地域の関係機関のネットワークを構築していく。
		2 インフォーマルサービスの情報提供	圏域内居宅介護支援事業所へインフォーマルサービスの情報提供(随時)

## 2-(1) 包括的支援事業

## ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

## 【別紙】介護支援専門員向け研修会・事例検討会等開催計画

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター

令和8年度

開催月	内 容	対象者	備 考 (共催の場合は、その旨と共催相手を記入)
4月			
5月			
6月	6/17(水)第4包括圏域介護支援専門員研修会	圏域内介護支援専門員	主催
7月			
8月			
9月	9/16(水)第4包括圏域介護支援専門員研修会	圏域内介護支援専門員	主催
10月			
11月			
12月	12/10(水)第4包括圏域介護支援専門員研修会	圏域内介護支援専門員	主催
1月			
2月			
3月	3/17(水)第4包括圏域介護支援専門員研修会	圏域内介護支援専門員	主催

2-(1) 包括的支援事業  
 Ⅰ 地域ケア会議関係業務

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター  
 令和8年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の48
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (1)地域ケア会議の実施

この業務の実施方針	地域ケア会議を継続的に実施し、多職種協働による支援方針の共有を図る。地域資源の活用と連携強化により、地域包括ケアの深化と持続的な推進を目指す。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①個別事例の課題解決と地域課題の把握	5(1)エ(ア)	1 地域ケア個別会議の開催、モニタリングの実施	複合的な課題を持つ世帯の支援等について、必要時に関係者を招集し会議を開催(随時)
		2 地域ケア個別会議における介護支援専門員間での情報共有	ケアマネ支援会議にて地域ケア会議の情報を共有する(随時)
		3 地域ケア圏域会議の開催、検討事項の共有	年2回
		4 地域ケア圏域会議におけるテーマ設定	個別相談や地域ケア個別会議等の結果をもとに設定。
		5 地域ケア会議を通じた地域課題の把握	個別ケア会議、圏域会議をもとに課題を整理して把握する。
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	5(1)エ(イ)	1 地域ケア圏域会議での地域課題の解決	地域づくり協議会や民生委員と連携し、課題解決に向け多職種の意見を広く聴取する。
		2 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・資料提供	鈴鹿市の要請に従い参加・協力。
		3 広域連合及び基幹型包括への報告	広域連合の定める方法により会議終了後迅速に報告する。
		4 地域ケア圏域会議や地域ケア推進会議の結果のフィードバック	ケアマネ支援会議にて情報共有(年4回) 民生・児童委員定例会にて情報共有(随時)
③自立支援型地域ケア会議の実施	5(1)エ(ウ)	1 自立支援型地域ケア会議の実施	年2回実施(1会議2事例)
		2 自立支援型地域ケア会議の結果のフィードバック	職種別ワーキングで情報共有。 会議6か月後のモニタリング結果を通じて検証しケアマネ支援会議にて情報共有。(随時)
		3 ケース選定の方法	圏域内居宅介護支援事業所に委託しているケース又は包括内のケースで、選定基準にあった事例対象者を選定。
その他、地域ケア会議にかかる取組		地域ケア会議の構成メンバー選定	地域づくり協議会、民生委員、圏域内医師、福祉専門職等日頃より顔の見える関係性を意識し、事前にテーマを伝達。会議後議事録等配布。欠席者にも内容を報告し配布する。

2-(1) 包括的支援事業  
オ 介護予防ケアマネジメント業務

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター

令和8年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号二
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供

この業務の実施方針	住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、本人主体の視点に立った介護予防ケアマネジメントを実施する。総合事業やインフォーマルサービスを活用し多職種・関係機関と連携し、公正・中立で質の高い支援に努める。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントの実施	5(1)オ(ア)、 (イ)	1 三職種の相互連携によるケアマネジメントの実施	三職種の専門職と介護予防支援業務の担当者の密接な連携を図り、一人ひとりにあったケアマネジメントを行なう(随時)
		2 自立支援に向けたケアマネジメントの実施	課題分析から必要な情報提供を行い、可能な限り自立した生活が行えるよう、具体的な目標を設定する。(随時)
		3 住民主体サービス、地域の予防活動の活用	生活支援コーディネーターと連携し、高齢者自身が地域における集いの場に自ら積極的に参加していくなど、セルフケアを継続できるようアドバイスを行う。
		4 短期集中予防サービスの活用	自立支援に向けたケアマネジメントを行ない、機能改善が見込まれるケースには短期集中予防サービス等多様なサービスの活用を推進する。
		5 モニタリングによる業務評価	ケアマネジメントの一定期間後、状態をアセスメントし、必要時に地域の社会資源の情報提供や紹介等アドバイスを行う。
②セルフケアの助言	5(1)オ(ウ)	1 チェックリストの普及、活用促進	チェックリストを活用して生活機能、心身機能を把握。要因等の分析から本人への助言を行う(随時)
		2 一般介護予防事業等の情報提供	生活機能の低下を予防できない状態や要因を分析し、一般介護予防事業等の紹介など継続的な介護予防につなげるための情報提供を行う。
		3 地域におけるつどいの場への参加促進	生活支援コーディネーターと連携し、継続的な介護予防が行えるよう、サロン等、交流できる場の情報提供を行う。
その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組		介護予防ケアマネジメント結果の把握	基本チェックリストでの状況把握やモニタリングを通じてサロン活動等、地域活動への参加状況を把握する。

2-(1) 包括的支援事業  
カ 広域連合指定事業-(ア) その他の包括的支援事業  
1) 介護予防普及啓発事業等

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター  
令和8年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 2 介護予防・生活支援サービスの提供 (2)一般介護予防事業

この事業の実施方針	高齢者が介護予防の重要性を理解し、主体的に健康づくりや社会参加に取り組めるよう、介護予防に関する普及啓発を実施する。通いの場への参加促進や継続的な介護予防活動の定着を図る。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①介護予防の普及啓発等	5(2)イ	1 各種介護サービスの存在、利用方法等に関する情報提供及び利用啓発	包括便りでの啓発(年4回) 自治会の協力のもと回覧板にて啓発。 民生・児童委員協議会での啓発(随時) サロン等での啓発(随時)
		2 出前講座等による地域住民への情報提供及び利用啓発	地域が主催するサロンや会議、出前講座等での情報提供、利用啓発(随時)
		3 一般介護予防事業の事業所との連携による介護予防に資する地域づくりの推進	圏域内一般介護予防事業所との情報共有(随時)
その他、介護予防普及啓発にかかる取組		サロンとの連携による地域づくりの推進	地域住民が主体となって取り組めるよう後方支援を行う(随時)

2-(1) 包括的支援事業  
カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業  
2) 在宅医療・介護連携推進事業

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター  
令和8年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (3)医療と介護の連携

この事業の実施方針	地域の医療、介護の社会資源を把握し、関係者間の情報共有や多職種連携を強化し、切れ目のない支援体制を構築するとともに、地域課題の把握と解決に向けた取組を行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	5(2)ア	1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応	在宅医療・介護連携支援センターとの情報交換、連携による対応。必要に応じて個別ケア会議等への参加依頼。
		2 外来診療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応	地域の医療機関、診療所との情報交換、連携(随時) 地域ケア会議等への参加依頼(年4回)
		3 入院医療機関との連携による困難事例等への対応	入院医療機関との連携(随時) 入退院時の情報交換、カンファレンスへの参加(随時)
②医療関係者とのネットワーク構築・医療連携に基づく事例対応	5(2)ア	1 医療関係者との合同の事例検討会・研修会等の開催・参加等	医師会が主催する事例検討会や研修会への参加(随時) 在宅医療登録医会への参加(年12回) 地域包括ケアシステム勉強会への参加(随時)
		2 医療関係者との合同によるカンファレンスへの参加	医療関係者が主催するカンファレンスへ参加(随時) 在宅医療登録医会への参加(年12回)
その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組		包括支援センター頼りの配付	圏域の医療機関へ包括便りを配布(年4回)
		地域住民、介護サービス事業所等との連絡	個別ケア会議等への出席の依頼(随時)

2-(1) 包括的支援事業  
 カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業  
 3) 認知症総合支援事業

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター  
 令和8年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (3) 認知症施策の推進

この事業の実施方針	認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、本人及び家族への総合的な支援を行う。認知症初期集中支援チームと連携し、早期対応を図るとともに、相談支援や普及啓発を通じて認知症にやさしい地域づくりを推進する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①認知症初期集中支援の推進	5(2)ア	1 認知症初期集中支援チームへのつなぎ	相談を受け付けた該当ケースについて北部認知症初期集中支援チームにつなぎ、切れ目のない支援を展開していく(随時)
		2 認知症初期集中支援チームにつないだケースのフォロー	つないだケースについて一定期間後の相談支援の際にフォローができるよう、進捗状況の確認や情報共有を図る。 北部認知症初期集中支援チーム員会議への出席(年12回)
②認知症地域支援・ケア向上の推進	5(2)ア	1 認知症サポーター養成講座の開催	認知症サポーター養成講座の主催: 認知症地域支援推進員と協力し開催
		2 認知症ケアパスの普及啓発・活用	相談支援の際に活用(随時)
		3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施	認知症地域支援推進員が進めるオレンジカフェやオレンジルーム等の取組への協力(随時)
その他、認知症総合支援にかかる取組	5(2)ア	1 若年性認知症の支援	若年性認知症コーディネーターとの連携する(随時) 鈴鹿厚生病院アウトリーチ事業との連携(随時)
		地域と連携した取り組み	行方不明者捜索訓練の実施(年1回)

2-(1) 包括的支援事業  
カ 広域連合指定事業-(ア) その他の包括的支援事業  
4) 生活支援体制整備事業

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター  
令和8年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 2 介護予防・生活支援サービスの提供 (1)介護予防・生活支援サービス
この事業の実施方針	地域での生活支援体制が進むよう、地域づくり協議会や生活支援コーディネーターと協働し、サービスの開発・活用を進め、地域の支え合い活動を支援する。

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①生活支援体制整備の推進	5(2)ア	1 生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握	地域ケア会議等で得たニーズを踏まえ、不足する生活支援サービスに関して、生活支援コーディネーターとの共有を図る。 生活支援コーディネーターへ地域ケア圏域会議への出席を依頼(年2回) 地域づくり協議会福祉部会への出席(随時)
		2 生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発	地域ケア圏域会議での情報交換(年2回) 地域づくり協議会との情報共有(随時)
②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	5(2)ア	1 生活支援コーディネーターが主催する協議体への参加	協議体会議の出席(随時)
		2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	地域づくり協議会：総会、福祉部会への参加(随時)
その他、生活支援体制整備にかかる取組		生活支援サービス(なご微助っ人)との連携	生活支援サービス定例会議の参加：全体会議・コーディネーター会議(随時)
		生活支援サービス(和の街お助け鯛)との連携	生活支援サービス定例会議の参加：全体会議・コーディネーター会議(随時)

2-(1) 包括的支援事業  
カ 広域連合指定事業  
(イ)(ウ) 会議等への出席

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター  
令和8年度

法的位置づけ	—
介護保険事業計画における位置づけ	—

この事業の実施方針	関係機関との会議等を通して情報共有や意見交換を行い、包括的なネットワークを構築する。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席	5(2)ウ	1 地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席及び必要な助言等	地域密着型サービス事業所が主催する運営推進会議への出席：依頼時に出席 認知症対応型共同生活介護(各事業所年6回) 地域密着型通所介護(各事業所年2回) 在宅医療登録医会への出席(年12回)
②各種会議への出席	5(2)エ	1 センター長会議への出席	年12回
		2 センター合同連絡会への出席	年6回
		3 専門職部会への出席	主任ケアマネワーキング(年12回) 社会福祉士ワーキング(年12回) 保健師・看護師ワーキング(年12回)
		4 その他各種研修会への出席	包括連絡会議、高齢者虐待連絡会議の出席 他、包括参画会議(担当制)
その他、会議等にかかる取組			

2-(2) 指定介護予防支援事業

圏域名

鈴鹿第4地域包括支援センター

令和8年度

法的位置づけ	介護保険法第8条の2第16項
介護保険事業計画における位置づけ	

この事業の実施方針	本人主体の視点に立って要支援者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、心身機能や生活状況を踏まえた目標設定を行い、関係機関と連携しながら適切なサービス利用と生活機能の維持・向上を図る。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
① 予防給付のケアマネジメントの適正な実施	5(3)ア～カ	1 要支援者一人ひとりに合ったケアマネジメントの実施	三職種及び介護支援専門員が自立した生活や介護予防の課題の抽出を行い、一人ひとりのニーズに合わせてケアマネジメントを行なう。
		2 多様なサービスの活用によるケアマネジメントの実施	地域の社会資源の把握に努め、積極的にインフォーマルサービスをプランに位置付ける。
② 居宅介護支援事業者へのケアマネジメントの適正な委託	5(3)エ、オ	1 事業の一部を委託する際の公正・中立性の確保	適正なケアマネジメントができる指定居宅介護支援事業所への委託を行う。また特定の事業所への偏りがないよう適切に委託先を選定する(随時)
		2 委託先事業者への研修会の実施	ケアマネジャー支援会議を実施(年4回) ケアマネジメントに必要な情報を提供する(随時)
		3 委託先事業者との間の情報管理	個人情報保護の方針に従い、情報提供を行う
		4 委託したケアプランの質の確保	委託先の介護支援専門員とプラン内容の協議や十分な聞き取り、助言を行う
		5 委託先事業者の安定的な確保	日常的に各事業所との関係を構築する。また情報収集に努めセンター内で共有する
その他、指定介護予防支援にかかる取組			

2-(3) その他の取組

圏域名 鈴鹿第4地域包括支援センター

令和8年度

(1) 災害・感染症対策と対応

法的位置づけ	—
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅲ サービスを安心して利用できるために～介護保険制度の円滑な運営～ 4 災害等への備えの充実

この取組の実施方針	災害や感染症発生時においても継続的に支援が提供できるよう、平時から関係機関と連携した体制整備を行う。支援が必要な高齢者の情報把握に努め、訓練や見直しを通じて実効性のある対応力の向上を図る。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築	5(4)イ	1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	業務継続計画(BCP)の見直し 包括防災委員会にて統一見解の設定 市担当課との協議 地域関係機関との協議と協力 法人BCPとの調整
		2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	
②災害や感染症発生時における情報発信や支援の実施体制	5(4)イ	1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	圏域内で災害が発生した場合を想定して、関係機関との連絡を密にし、高齢者の受け入れなどの応急対策・支援が求められる場合に対応できる体制を構築するため、地域関係機関と意見交換や情報共有を行う。 圏域内居宅介護支援事業所間でのLINEWORKSのグループLINE運用。
		2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	
その他、災害・感染症対策にかかる取組		地域や関係機関との連携	地域の防災訓練の参加 長太地区防災フェスティバルへの参加

(2) その他、特記事項

この取組の実施方針	
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等